

設計		校合		リーダー	
----	--	----	--	------	--

~~設計書~~

令和8年度 委託 仕様書

委託名 川越市民聖苑やすらぎのさと給排水衛生設備保守点検業務委託

委託箇所 川越市大字小仙波867番地1

積算原価 円(月額)

予定支出額 円(月額)

委託概要、理由

委託概要	川越市民聖苑やすらぎのさとに設置されている給排水衛生設備の保守点検を実施するとともに、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づき、定期的な点検、清掃、測定、記録等を実施する。
委託理由	給排水衛生設備の機能及び環境衛生の保全を図る。

委 託 費 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	金 額 (円)	摘 要
委 託 費							
		給排水ポン プ定期点検		1	式		別紙1号内訳書
		受水槽清掃 ・点検、水 質検査		1	式		別紙2号内訳書
		雨水中水 ろ過装置保 守点検		1	式		別紙3号内訳書
		外部汚水槽 清掃		1	式		別紙4号内訳書
		池ろ過装置 保守点検		1	式		別紙5号内訳書
		池清掃		1	式		別紙6号内訳書
		雑用水の水 質検査		1	式		別紙7号内訳書

委 託 費 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	金 額 (円)	摘 要
	直接委託経費						
		諸経費					
	業務委託価格						12箇月分：A
		月額					$A \div 12$
		消費税					10%
	委託費月額						

川越市民聖苑やすらぎのさと給排水衛生設備保守点検業務委託特記仕様書

【1】 基本的事項

1 目的

本業務委託は、川越市民聖苑やすらぎのさとに設置されている給排水衛生設備について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づき、保守点検及び定期的な点検、清掃、測定、記録等を実施することにより、設備の機能の保全及び環境衛生の保持を図ることを目的とする。

2 委託場所

- (1) 名称 川越市民聖苑やすらぎのさと
- (2) 場所 川越市大字小仙波 8 6 7 番地 1

3 契約期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで（1 2 箇月）
（地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）

4 支払方法

本業務にかかる委託料は毎月払いとする。

5 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載してください。

6 長期継続契約について

(1) この入札は、地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については、翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、発注者は、当該契約を解除することができる。

また、この契約の締結後に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

(2) 前項により契約を解除した場合は、受注者は発注者に対し損害賠償を請求することができるものとし、その額は発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

7 経費の負担区分

発注者及び受注者の経費の負担は次のとおりとする。

(1) 発注者が負担する経費

① 業務遂行に必要な電力、水道及びガス料金。ただし、無駄のないように十分

注意して使用すること。

② 設備機器類の部品及び修理代（簡易な修理は日常の点検義務に含む）

(2) 受注者が負担する経費

① 業務従事者の服装及び作業に必要な保護手袋等

② 業務に要する機械器具等の交換費用等

8 再委託の禁止

受注者が業務の全部を一括して第三者に再委託することは禁止とする。

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得る必要がある。

再委託先の行った作業の結果については、受注者が全責任を負うこととする。

【2】 業務体制

1 法律、規則等の遵守

受注者は、発注者の契約諸規定に従うとともに、次の諸法令を遵守しなければならない。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (2) その他関係諸法令

2 受注者（作業）の資格

給排水設備関係の保守点検業務に精通したものとする。

3 故障等が発生した場合

受注者は、受注設備に故障等が発生した場合は、直ちに技術員を派遣し正常な状態に復するものとする。

4 緊急連絡先の届出

受注者の休業日において、この仕様書に定める機器等に不具合が発生した場合の緊急連絡先を発注者に届け出ること。

【3】 業務内容

1 設備一覧

別紙「給排水衛生設備一覧」のとおり

2 業務内容等

(1) 点検及びその他業務

別紙「点検内容一覧」のとおり

(2) 点検日時

原則として、友引の日（休業日を除く）の午後3時までとする。

(3) 故障時の保守業務

【2】3のとおり

3 業務着手前の事項

(1) 提出書類

受注者は業務着手前に以下の書類を提出しなければならない。

① 委託業務実施計画書

② その他発注者が指定するもの

(2) 責任者の指定

受注者は、業務着手前に作業及び発注者との業務連絡の中心となる作業責任者を指定し、発注者に報告しなければならない。

※責任者に異動が発生した場合は届け出ること。

4 報告書の提出

受注者は、毎月委託業務実施報告書を提出すること。各種点検を実施した場合は、結果表を併せて提出すること。

また、水質試験結果報告書を併せて提出すること。

5 その他の事項

(1) 受注者は、業務を遂行するに当たり、建物、設備、機器等に損傷を与えないよう十分に注意し、万一損傷の場合は委託側の責に帰する場合を除き、その賠償の責を負うものとする。

(2) 受注者は、点検業務の実施に当たり、発注者と十分な打合せのうえ、その指示に従うこと。

(3) 受注者は、関係官庁に対する一切の諸手続きを、発注者の承認を得て代行すること。

(4) 業務中に知り得た機密事項は、外部に漏れることのないよう十分に留意するものとする。

(5) 業務従事者は、受注者が定めた服装を着用し、名札を付けるものとする。

(6) 発注者は受注者に対して、委託期間中に工事・修繕及び災害等の事由により、業務を遂行することができなくなったとき、若しくは業務を遂行する施設に変更

があったとき、委託料の一部を支払わないことができる。

その場合、発注者と受注者は協議の上、精算書を締結するものとする。

(7) この仕様書は、委託業務の大要を示すものであるから、受注者は、現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意を持って行うこと。

6 その他

本仕様書に規定するもののほか、業務内容について、疑義が生じた場合には、協議のうえ決定するものとする。

点検内容一覧

1 給排水ポンプ定期点検

項目	実施月、回数
給排水ポンプ点検時に各地下排水ポンプ廻り及び、釜場にゴミ、枯葉、土砂等がある場合はゴミ等の除去及び、簡易な清掃を行う。	7月～6月 計1回

2 受水槽清掃、点検

項目	実施月、回数
<p>作業準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業員の始業前健康状態及び装備点検確認 ・ 移動用安全灯及び漏電ブレーカー作動確認 ・ 槽内使用器具の滅菌消毒 (次亜塩素酸ナトリウム濃度 50 p p m以上) 	7月～6月 計1回
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受水槽の清掃 ・ 清掃前の給水栓における残留塩素の測定 ・ 清掃前の受水槽内における残留塩素の測定 ・ 受水槽への給水弁の閉鎖 ・ 給水ポンプ電源の閉鎖 ・ 受水槽内残水の排出 ・ 槽内の壁面及び床部の清掃 ・ 金属部のサビ落とし ・ 槽内のボールタップ、電極棒等の清掃 ・ 槽内の消毒 (次亜鉛素酸ナトリウム濃度 50ppm 以上) ・ ボールタップ、FMバルブ、フート弁等の動作確認 ・ 受水槽上部の清掃 	〃
<p>給水開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水弁を開く ・ 給水ポンプの運転及び動作確認 ・ 清掃後の給水栓における残留塩素の測定 ・ 清掃後の受水槽内における残留塩素の測定 	〃
水質検査 「飲料水の検査」参照のこと	
<p>※ 注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業にあたっては槽内の換気に充分注意し、酸素濃度の測定、送風機の準備等を行うこと。 ・ 電気器具を使用する場合は、漏電等の事故がおこらないよう器具及び取扱に充分注意し、かつ、電気技術者がこれを行うこと。 ・ 作業に使用する器具は十分に消毒し、ゴミ等が槽内に入らぬよう注意すること。 	

3 雨水中水ろ過装置点検

項目	実施月、回数
ろ過装置、滅菌器、逆洗ポンプ、排砂ポンプ、制御盤の点検 <ul style="list-style-type: none"> ・ ポンプの異音、振動 ・ モーター負荷電流指示値 ・ 圧力計指示値 ・ モーター絶縁抵抗値 ・ 自動運転回路動作状態 ・ 水位制御回路動作状態 ・ 自動弁（三方弁）動作状態 ・ 補給水電動弁動作状態 ・ 滅菌装置動作点検 	7月～6月 計1回

4 外部汚水槽清掃

項目	実施月、回数
汚水槽内部の汚泥を引抜き、高圧洗浄車にて槽内洗浄消毒を行う。	7月～6月 計2回

5 池ろ過装置点検

項目	実施月、回数
ろ過フィルター分解洗浄点検 <ul style="list-style-type: none"> ・ ヘアキャッチャーの清掃 ・ ろ過フィルターの分解洗浄点検（2本） 多層式ろ過フィルターを分解し、1枚ずつ清掃する。 	7月～6月 計2回
水活性化装置保守点検 <ul style="list-style-type: none"> ・ 装置上部の蓋を開け、上から水を流すことにより濾材の洗浄を行う。 	年2回

6 池清掃

項目	実施月、回数
<p>(1) 作業日 作業日は7～8月の友引の前日、午後3時から翌日午後3時の間とする（細かな日程等については発注者と協議すること）。</p> <p>(2) 作業手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 池の水を抜く ・ 池の側面、砂利、スイレンの鉢、ライトをジェットター、ブラシ等で洗う ・ 砂利を退けて、池底面にたまった汚泥を撤去する ・ 注水して作業終了 <p>(3) 注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 池の水を捨てる際、中庭前の側溝に流すと地下ピットに流入してしまうので、駐車場入り口付近の排水溝に流すこと ・ 砂利を退ける際、ライトの配線に注意すること ・ スイレンを傷つけないよう注意すること ・ 作業終了後、池の水位を測る電極棒部分にゴミがたまることがあるので、点検すること ・ 作業後、ライトの位置、向きに注意すること 	<p>計1回</p>

飲料水の検査

項目	検査回数
①一般細菌	計2回 (7月～12月に1回、1月～6月に1回)
②大腸菌	〃
③鉛及びその化合物	〃
④亜硝酸態窒素	〃
⑤硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	〃
⑥亜鉛及びその化合物	〃
⑦鉄及びその化合物	〃
⑧銅及びその化合物	〃
⑨塩化物イオン	〃
⑩蒸発残留物	〃
⑪有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	〃
⑫pH 値	〃
⑬味	〃
⑭臭気	〃
⑮色度	〃
⑯濁度	〃
⑰シアン化物イオン及び塩化シアン	計1回 (7月～12月)
⑱塩素酸	〃
⑲クロロ酢酸	〃
⑳クロロホルム	〃
㉑ジクロロ酢酸	〃
㉒ジブロモクロロメタン	〃
㉓臭素酸	〃
㉔総トリハロメタン	〃
㉕トリクロロ酢酸	〃
㉖ブロモクロロメタン	〃
㉗ブロモホルム	〃
㉘ホルムアルデヒド	〃

雑用水の検査

1 散水、修景、清掃用

項目	検査回数
①大腸菌	2箇月以内に1回 計6回
②濁度	2箇月以内に1回 計6回

2 水洗便所用

項目	検査回数
①大腸菌	2箇月以内に1回 計6回